

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客様へのサービス維持・向上、不正防止等を目的として、2020年4月1日以降に新規開設した普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、

2022年4月1日より、**2020年（令和2年）3月31日以前に開設された普通預金口座**にも適用させていただきます。

※常時入出金や口座振替等でお取引されている普通預金口座は対象となりません。

■ 次の条件を全て満たす普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

- (1) 最後にお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）があった日（※）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座（総合口座を含みます）であること。

※ 未利用期間の起算日

①2020年4月1日以降に作成した口座は、最終異動日の翌日

②**2020年3月31日以前に作成された口座は、2022年4月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い日**

- (2) 該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
(3) 同一支店で他に定期性預金、投資信託、国債等のお取引がないこと。
(4) 当金庫でお借入がないこと。

※普通預金口座には、総合口座を含みます。

※紛失等によりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

■ 未利用口座管理手数料

年間1,200円（消費税別）

○未利用口座管理手数料の対象となった場合、お届のご住所に「ご案内」文書を郵送いたします。

※「ご案内」文書が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなさせていただきます。

- 「ご案内」文書の郵送から3か月経過後に、対象口座から未利用管理手数料を引き落とさせていただきます。
○対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、同口座を解約させていただきます。
○未利用口座管理手数料のご返却、解約させていただいた口座の再利用は応じかねますのでご了承ください。

※ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。